

## 第 33 回近畿児童養護施設協議会 職員研修会のご案内

1. 開催日時 平成30年11月22日(木) 9:30~16:30
2. 会場 大阪府社会福祉会館 3階 301
3. 参加対象 児童養護施設職員・その他関係者
4. 定員 90名(定員になり次第締め切らせていただきます。)
5. 内容 以下要綱のとおり

### 第 33 回職員研修会開催要綱

～「子どもの権利擁護と権利侵害事案の撲滅にむけて」～

社会的養護の施設は、様々な事情で家庭や里親の元で生活を送ることが困難な子ども達と生活を共にしながら、自立支援を行う“代替養育”の場です。本年7月に示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においても、子どもの最善の利益実現に向けた様々な取り組みを含めた計画とするよう規定されています。その中で、施設での養育については、小規模化かつ地域分散化、そして高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みが求められています。虐待等によって心身共に傷つき、自信を喪失してしまった子ども達が急増する中、子ども達に寄り添い、親身になって自立を支援していく営みは大変尊い、誇り高い働きであります。一方で、生活を共にしているが故の子ども同士の諍いや軋轢が生じやすい環境でもありそのリスクを内包しています。

権利侵害につながるリスクとしては、ケンカやいじめ、年長者から年少者への暴力・性的いやがらせ、また子どもから職員への暴言や暴力、そして何よりあってはならない職員から子どもへの暴力、無視、不適切な関わりも発生します。安心・安全な生活の場であるべき施設で生活する子ども達の“二次被害”ともいえるべき権利侵害事案(施設内虐待)は根絶しなければなりません。

近養協の職員研修会では「発達段階に応じた適切な関わり」(第31回・2016年度)、「思春期の理解と対応の工夫」(第32回・2017年度)をテーマに、ケアの難しい特性や年代の子どもへの適切な関わりを理解を深める研修を実施致しました。

今回の研修会では、「子どもの権利擁護と権利侵害事案の撲滅にむけて」をテーマに、講師として関西大学人間健康学部 教授の山縣文治先生にお越しいただき、「新しい社会的養育ビジョン」が発出された経緯も踏まえて、法的な視点での「権利擁護」「権利侵害事案」を整理し、参加者一人ひとりが権利侵害事案を撲滅させる、という強い信念と結束の場となるよう有意義な時間になりたいと思います。

講師 山縣 文治氏(関西大学人間健康学部 教授)

**プロフィール** 1954年広島県生。大阪市立大学教授を経て、2012年より関西大学教授。

社会保障審議会社会的養育専門委員会委員長、全国社会福祉協議会理事、全国児童養護施設協議会常任協議員などを務める。

主著に、子ども家庭福祉論(単著、ミネルヴァ書房、2016)など。